

新居浜市の皆さんへ コロナワクチン接種による 効果や副反応のお知らせ



新居浜市は県内でも新型コロナウイルスのワクチン接種に迅速に対応しており、市公式LINEで様々な情報を発信しています。イベントや災害時の情報など、様々な市政情報も取得できます。ぜひ友達登録を!!



若い世代にも接種を進めていきます

7月中旬から59歳以下の若い世代の人にも順次接種券を発送します。若いから接種しなくても大丈夫と思わず、正しい知識を持って接種を受けるかどうか判断しましょう。

新型コロナワクチンの効果

● 感染そのものを防ぐ効果

当初は、「発症を防ぐ」のであって感染そのものを防ぐかどうかはわかっていないと言われていましたが、感染を防ぐ効果も分かってきました。

	感染予防効果	発症予防効果
男性	91%	88%
女性	93%	96%
16～39歳	94%	99%
40～69歳	90%	90%
70歳以上	95%	98%
基礎疾患なし	91%	93%
基礎疾患3つ以上	86%	89%

ファイザー社製ワクチン 資料:厚生労働省

● 接種者だけでなく、接種していない人にも恩恵が

ワクチン接種率が高い地域では、接種を受けた人だけでなく、接種していない16歳未満も感染者が減っているということがわかってきました。お子さんが接種対象年齢から外れていることで不安に思われる方も多いと思いますが、家族が接種することで間接的にお子さんを守ることもつながります。

● 感染したとしても重症化しにくい、周囲に広げにくい

ワクチン接種後に新型コロナに感染した人は、ワクチン未接種で感染した人に比べて、①排出するウイルスの量が少なく、排出する期間が短い ②全く症状が出ない無症候性感染者の割合が高い ③症状のある期間が短い、ということが分かっており、自身も重症化しにくく、周囲にも感染を広げにくいと考えられます。

● 変異ウイルスにも効果が

イギリス由来の変異株については、ワクチンの効果はほとんど落ちにくいと言われています。しかし、カタールでは75%まで低下したとの報告があり、定まった見解がないところですが、少なくとも「ワクチン接種をしても変異ウイルスには効果がない」ということではないでしょう。

Q. 妊娠中、授乳中、妊娠を計画中ですが、ワクチンを接種することができますか

A. 妊娠中、授乳中、妊娠を計画中の方も、ワクチンを接種することができます。mRNAワクチンが、妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はありません。

Q. 免疫力はワクチン接種以外でもあげられますか

A. 睡眠時間の確保、運動、禁煙、肥満や低体重を避けること、バランスの良い食事を摂ることなどが感染防御のために有利だと考えられています。しかし、食事の工夫などのみでワクチンのように特定の感染症のリスクを下げることは困難です。

ワクチン接種者が感染しにくくなる、ということは、接種者がその周りの人に感染を広げる可能性が低くなるということです。若くて持病もない人の中には、感染しても重症化しないと思っていたり、接種しても意味がないと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、自分の家族や周りの人を感染から守ることができるのであれば接種する意義は十分あると言えるのではないのでしょうか。



ワクチン接種による副反応について

新型コロナワクチンは、接種後に注射部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、悪寒、下痢、発熱などがみられることがあります。

● ファイザー社製ワクチンの副反応と頻度

資料:厚生労働省

発生頻度	副反応の症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1～10%	吐き気、嘔吐

稀な頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。

Q. 副反応は1回目の接種より2回目の接種後の方が強いと言われるのはどうしてですか

A. 1回目のワクチン接種でいくらか免疫がつくことで、2回目の接種の方が、免疫反応が起こりやすくなるため、発熱や倦怠感、関節痛などの症状が出やすくなります。

Q. アナフィラキシーはどんな症状が出ますか

A. じんましんなどの皮膚・粘膜症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状、血圧低下や意識消失などの循環器症状などがあります。

● 副反応による健康被害が起きた場合は

健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的よく起こる副反応以外にも、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じることがあります。極めてまれではあるものの失くすことができないことから、救済制度が設けられています。

● 給付の種類

医療費、入院通院に必要な諸経費、障害年金、死亡一時金、葬祭料、遺族年金等

● 申請の方法

健康被害を受けたご本人やその保護者の方が、定期の予防接種を実施した市町村に申請を行います。申請には必要となる書類がありますので、お住まいの市町村にご相談ください。

● 給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した市町村から支給の可否をお知らせいたします。

● ワクチン接種は強制ではありません

様々な理由によりワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいますが、個人の判断は尊重されるべきものです。接種を受けるまたは受けないことで差別やいじめが起きることの無いようご理解をお願いします。

副反応や健康被害に関する問合せ

厚生労働省新型コロナワクチン
コールセンター
☎0120-761-770
9:00～21:00

愛媛県コールセンター
☎0120-567-231
24時間対応

新居浜市新型コロナワクチン
接種推進グループ
☎0897-65-1522
8:30～17:15 土日祝日除く

(出典・参考:厚生労働省ホームページ)

